

平成 19 年度磐田市健全化判断比率等について

平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告した後、公表することが義務付けられました。

平成 19 年度の本市の各指標は以下のとおりです。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
磐田市	-	-	13.9	139.2
早期健全化基準	11.53	16.53	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 実質公債費比率については、前年度の 15.8%から下がっていますが、実質公債費比率の算定の際に都市計画税の収入のうち都市計画事業に関する元利償還金等に充当できる額を公債費から控除することになったためです。

2 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」で表示します。

2. 資金不足比率

(単位：%)

会計名		資金不足比率	経営健全化基準
法 適	水道事業会計	-	20.0
	病院事業会計	-	20.0
法 非 適	農業集落排水事業特別会計	-	20.0
	公共下水道事業特別会計	-	20.0

1 資金不足額がない場合は、「-」で表示します。

本市は、上記のとおり各指標上では健全段階であるといえます。

しかし、合併特例債事業や新ごみ処理施設建設事業等の進捗による起債の活用により、中期財政見通しによると元利償還金は平成 26 年度、起債残高は平成 22 年度まで増加傾向にあるため、実質公債費比率や将来負担比率の推移を見極めつつ、より一層の行財政改革を推進し財政の健全化に取り組んでいく必要があります。